

被爆者証言ビデオ 利用規約

1 被爆者証言ビデオは、公益財団法人広島平和文化センターが利用する目的で証言者やその家族から承諾を得てご協力いただき、制作したものです。被爆者証言ビデオの全内容は著作権法によって保護されます。

2 公益財団法人広島平和文化センターの許可なく被爆者証言ビデオを利用（※）することはできません。被爆者証言ビデオを利用するには、公益財団法人広島平和文化センターに申請し、許可を得る必要があります。利用については下記にお問い合わせください。

※複製、転載、放送、上映、展示、翻訳、翻案、二次的著作物の作成等

問い合わせ先 広島平和記念資料館 学芸展示課

TEL 082-242-7796 E-mail gakugei@pcf.city.hiroshima.jp

3 公益財団法人広島平和文化センターが被爆者証言ビデオの利用を許可する対象は、戦争・核兵器の悲惨さや平和の大切さを伝える趣旨の制作物に限ります。証言者およびその家族を傷つける恐れがあると判断される場合等、申請内容によっては利用を許可しない場合もあります。

4 被爆者証言ビデオの証言者やその家族からその公開を中止するよう要請があった場合、完成後の制作物でも公開不可になる場合があります。公開不可になった証言ビデオは速やかに公開を中止してください。

5 被爆者証言ビデオを利用するには、以下の条件があります。

- ・所定の申請書のほか、制作物の趣旨や公開方法が具体的にわかる企画書等を併せて提出してください。
- ・制作物にはクレジットとして証言者の氏名および「公益財団法人広島平和文化センター制作、広島平和記念資料館所蔵」の旨を明記してください。
- ・完成した制作物を1部広島平和記念資料館に納付してください。インターネットへの掲載をもって完成とする場合には、掲載サイトのURLを広島平和記念資料館に報告してください。
- ・申請書に記した目的以外に利用できません。別の目的で利用する場合は改めて申請が必要です。
- ・掲載・利用によって問題が生じた場合は、申請者がすべてその責任を負います。